



「港区成年後見制度利用促進事業」は、港区から委託を受け港区社会福祉協議会が実施しています。

港区の成年後見人等候補者として登録されている司法書士で、困難ケースなど様々なケースをご担当いただいている大石徹さんから寄稿いただきました。

被後見人とのコミュニケーションで大切にしていること

日頃から後見業務を進めるうえで、なるべくご本人の現在の生活に対する意向等について、自分ごととして関心を寄せて関わっていくことを大切にしています。後見人はご本人や家族ではありませんが、もし家族だったらどのように関わられるか、もっと何かできることがあるのではないかと、ということ想像しながら関わるようにしています。

ただ漠然と定期訪問するのではなく、前回の様子からこんな生活を送っているのではないかと、あの言葉はひょっとしてこういう意味なのではないかと、自分なりに考えながらご本人と面談するよう心掛けています。



ご本人が、その人らしく当たり前の生活を送るためには、後見人や周囲の価値観、考えを「押し付けない、決めつけない」ことが大切です。後見人が良かれと思ってやったことがご本人にとって窮屈に感じたり、有難迷惑にならないよう、自分ごととして捉えながらも、あくまでご本人目線を忘れないようにしています。

ご親族とのやり取りでは、ご親族にしか分からない葛藤や悩み等にも配慮しながら、日頃のご本人の様子等をきちんと丁寧に伝えることを意識しています。ご親族も見通しが立たないことに対する不安や焦りが見られることも多いため、今後の方針を共有し、場合によってはチーム会議への参加を促すことで、ご本人への理解が深まったこともありました。顔と顔の見える関係を築きながら、小さな情報共有を積み重ねることで、少しずつ強い信頼関係に繋がっていると考えます。

関係機関の方々にも後見人の顔を覚えてもらうことはとても大切だと感じます。当たり前のことですが、施設に訪問した際は職員の方々にも積極的に挨拶し、ご本人の気になる点はないか、後見人として行えることはないか等を確認していきます。関係が築けていたため、ご本人の体調の急変時にスムーズに連携を図ることができ、各支援者が担う役割の分担も自然に行えたこともあります。日頃からの顔の見える関係作りが良いチームアプローチの第1歩だと思います。



司法書士 大石徹さん

司法書士・行政書士大石徹事務所

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京

地区リーダー

港区成年後見人等候補者として登録



サポートみなと 令和6年度事業報告(主な実績)

- 令和6年度の相談件数: 2,833件 (申立支援、実務支援を含む)
本人属性 : 高齢者 2,194件 精神障害者 400件 知的障害者 35件 その他 204件
相談の種類 : 電話 2,175件 訪問 257件 来所 149件 その他 252件
- 申立支援 : 882件
- 実務支援 : 906件
- 成年後見人等候補者推薦事業
推薦件数 : 48件
内訳 : 弁護士 12件、司法書士 25件、社会福祉士 4件、区民後見人 6件、
港区社会福祉協議会 1件

港区社会福祉協議会では、電話のほか、訪問でも相談対応をしています！
どうぞお気軽にお問い合わせください。



お知らせ

●サポートみなと講演会

今、法改正が話題になっている『成年後見制度』について正しい知識と理解を得るために弁護士がわかりやすく説明します。

日時 : 令和7年7月25日(金) 午後1時30分～3時30分
～今さら聞けない『成年後見制度』って何?～

場所 : 麻布地区総合支所2階第3会議室
(港区六本木五丁目16番45号)

講師 : 小笹勝章(弁護士)

※定員 参集40名+オンライン20名(申込順)



小笹勝章(弁護士)
笠井総合法律事務所



申込フォーム

サポートみなとの取り組み

港区成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、さまざまな取り組みを進めています。

- 区民後見人等候補者の養成
- 成年後見制度に関する講演会
- 出前講座
- 成年後見人等の連絡会(座談会)
- 親族後見人向け情報交換会
- 成年後見人等の推薦
- 申立経費助成・報酬助成 など



今年度の職員紹介

よろしくおねがいします！

【ご相談・問合せ】

港区社会福祉協議会 権利擁護センター **サポートみなと**

住所 〒106-0032 港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所 2階

電話 **03-6230-0283** Fax **03-6230-0285**

月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

ホームページ URL : <https://www.minato-cosw.net/service/seinenkoken/>



※令和7年4月に「成年後見利用支援センター」から「権利擁護センター」に名称を変更しました。